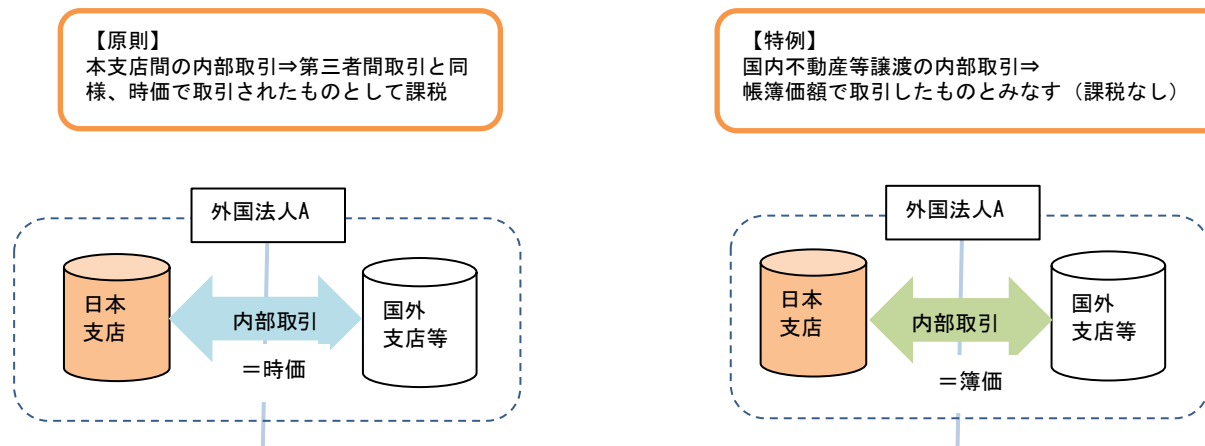


1. 改正の背景

・帰属主義における外国法人の内部取引に対する課税

平成28年4月1日以降開始する事業年度より、外国法人に対する課税原則が、「総合主義」から「帰属主義」へ変更されます。これに伴い、外国法人の日本支店と国外支店等との間の取引(内部取引)について、原則として時価で取引をしたものとして課税関係が生じることとなります。ただし、内部取引が国内不動産等の譲渡である場合には、簿価で取引したものとみなされます。

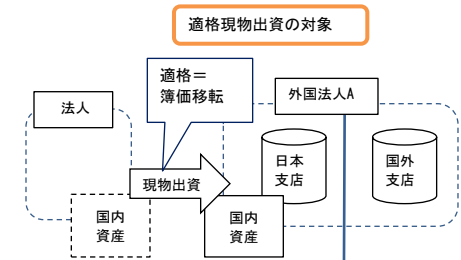
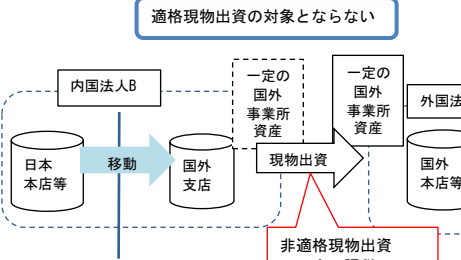
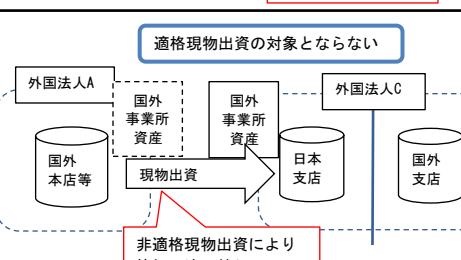
【外国法人の本支店間取引(内部取引)の課税関係】



・外国法人が関連する現物出資については、日本の課税権が損なわれる可能性があるため、一定のものを適格現物出資の対象から除外しています。本改正では、外国法人に対する課税原則が、「帰属主義」へと変更され、外国法人の本支店間取引(内部取引)の課税関係に変更が生じることに伴い、外国法人が関連する適格現物出資の範囲の見直しが行われます。

2. 改正の概要

外国法人に対する課税原則が総合主義から帰属主義に変更されたことに伴い、適格現物出資の範囲が変更されます。

項目	改正前	改正案	改正のイメージ
外国法人に対する現物出資	法人から外国法人に対する国内資産(※1)(一定のものを除く)の現物出資は、適格現物出資の対象とならない	法人から外国法人に対する国内資産の現物出資で、その全てを当該外国法人の日本支店等の「恒久的施設」に帰属させるものを適格現物出資の対象とする(ただし、日本国内の不動産等の譲渡など、内部取引が簿価で行われるとみなされる国内資産が含まれる場合は、当該資産についてその後、国外支店等との間で内部取引が行われない見込みの場合に限る)	 <p>適格現物出資の対象</p> <p>帰属主義により、外国法人Aの日本支店が行う取引は国外支店への内部取引であっても、日本における課税が担保されることになるので、外国法人Aの日本支店への現物出資は適格扱いとする</p>
	法人税法第2条第12号の14、法人税法施行令第4条の3第9項により、右記のケースは、適格現物出資の対象となる	内国法人から外国法人に対する現物出資で、当該現物出資の日前1年以内に当該内国法人の日本本店等から国外支店等の国外事業所に移動した資産(現金、預貯金、棚卸資産及び有価証券を除く)を、当該外国法人の国外事業所に帰属させる現物出資を、適格現物出資の対象から除外する	 <p>適格現物出資の対象とならない</p> <p>外国法人Aの国外本店等が行う一定の国外事業所資産の再譲渡は、日本において課税が行われないので、外国法人Aの国外本店等への現物出資は非適格扱いとする</p> <p>非適格現物出資 = 日本で課税</p>
外国法人が行う現物出資	法人税法第2条第12号の14、法人税法施行令第4条の3第9項により、右記のケースは、適格現物出資の対象となる	外国法人から他の外国法人に対する国外事業所資産の現物出資をした場合に、その資産を当該他の外国法人の日本支店等の「恒久的施設」に帰属させる現物出資を、適格現物出資の対象から除外する	 <p>適格現物出資の対象とならない</p> <p>現物出資を適格(簿価移動)とした場合には、帰属主義により、現物出資後、外国法人Cの日本支店が国外支店に移す内部取引を行うことで、日本で含み損を実現させることができるため、外国法人Cの日本支店への現物出資は非適格扱いとする</p> <p>非適格現物出資により簿価の洗い替え = 含み損の持込を防ぐ</p>

(※1) 国内資産…国内にある不動産等及びその他国内にある恒久的施設に属する資産又は負債

(※2) 国外事業所資産…国外事業所に属する資産又は負債で、国内にある不動産等を除く

○平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。